

東京エコハウス（仮称）建築・改修に係る誘導策検討会 設置要綱

29 環地環第 145 号
平成 30 年 1 月 22 日

（設置目的）

第 1 条 都の家庭部門におけるエネルギー消費量削減目標の達成に向け、東京の地域特性を考慮した一定水準以上の環境性能を備える住宅（以下「東京エコハウス（仮称）」という。）の建築・改修について、効果的な誘導策を検討するに当たり、専門的な見地から意見を聴くことを目的として、東京エコハウス（仮称）建築・改修に係る誘導策検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

（検討事項）

第 2 条 検討会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- 一 東京エコハウス（仮称）の環境性能に関すること。
- 二 東京エコハウス（仮称）の建築・改修に向けた誘導方法に関すること。

（構成）

第 3 条 検討会は、5 人以内の委員をもって構成する。

- 2 委員は、環境性能の高い住宅の建築・改修及び売買に関する学識経験者及び実務経験者の中から環境局長が委嘱する。

（委員の任期）

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。

（座長等）

第 5 条 検討会には座長及び副座長を置き、環境局長が委員の中からこれを指名する。

- 2 座長は、検討会を代表し、会務を総理する。
- 3 座長に事故があるときは、副座長がその職務を代理する。

（招集等）

第 6 条 検討会は、環境局長が招集する。

- 2 環境局長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者に、検討会への出席を求めることができる。

（検討会の運営）

第 7 条 検討会は公開とする。

- 2 検討会の運営方法は、座長が検討会に諮って決定する。

(議事録及び検討会資料)

第8条 検討会ごとに議事録を作成することとする。

- 2 議事録は、公開とする。ただし、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号）第7条各号に掲げる非開示情報に該当する部分については、非公開とすることができる。
- 3 前項ただし書に基づく非公開は、その根拠を明らかにすることとする。
- 4 前2項の規定は、検討会資料等について準用する。

(庶務)

第9条 検討会の庶務は、環境局地球環境エネルギー部環境都市づくり課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めのない事項については、環境局長が別に定める。

附 則（平成30年1月22日付29環地環第145号）

この要綱は、平成30年1月22日から施行する。